

令和7年度

# 園のしおり (重要事項説明書)

## 若草こども園

中津市 1436番地1 (殿町1丁目)

電話 22-0040 (こども園)

24-5543 (事務室)

FAX 64-6430

## 重要事項説明書

## 1. 事業者

事業者の名称	社会福祉法人 浅沼福祉会
代表者氏名	理事長 浅沼 健士
法人の所在地	大分県中津市1436番地1
法人の電話番号	0979-22-0040
定款の目的に定めた事業	第2種社会福祉事業 ・認定こども園の経営 ・一時預かり事業（幼稚園型）

## 2. 施設の概要

施設の種類	幼保連携型認定こども園
施設の名称	若草こども園
管理者	園長 浅沼 健士
所在地	大分県中津市1436番地1
連絡先	電話番号 0979-22-0040 FAX 0979-64-6430
職員数	24名
嘱託医	清松内科医院 氏名 清松 敬司 歯科医院 氏名 未定 学校薬剤師 氏名 森久 成人
特別保育の実施状況	延長保育 標準時間 30分 短時間 2時間00分 一時預かり（幼稚園型） 4時間30分
利用定員	115名（1号認定15名、2.3号認定100名）
開設年月日	昭和26年4月1日

### 3. 目的・運営方針

若草こども園（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、教育・保育を行うことを目的とします。

当園は、就学前の教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第7項に基づき、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を幅広く行うことを目的とします。

### 4. 保育理念・方針・目標

#### （1）教育・保育理念

ひとり、ひとりの子どもを大切にしながら保護者に信頼され、地域に愛されるこども園を目指しています。

#### （2）教育・保育方針

家庭的で和やかな環境の中で、ひとり、ひとりの子どもが安心して、園生活を過ごすようにします。

#### （3）教育・保育目標

『つよく、かしこく、愛らしく』を目標にかかげ、心身共に力強く生きる喜びを知り、他の人への思いやりがあり、自分らしさを豊かに表現できる子どもを目指します。

また、子どもの健全な心身の発達を図りつつ、乳幼児期の特性及び保護者や地域の実態を踏まえ環境を通して行うものであることを基本とし、家庭や地域での生活を含め園児の生活全体が豊かなものとなるように努めます。

上記の事項を踏まえ保育教諭等は、園児との信頼関係を十分に築き、園児が自ら安心して環境に関わりその活動が豊かに展開されるよう環境を整え、園児と共により良い教育及び保育の環境を創造するように努めます。

5. 教育・保育を提供する曜日、時間、休園日

①【1号認定こども（教育標準時間認定）】

提供する曜日	月曜日～金曜日
教育標準時間	7：30～14：00
預かり保育	夕① 14：00～15：30（月～金）※おやつ代込み 月額1,000円      日額300円  夕② 14：00～16：30（月～金）※おやつ代込み 月額2,000円      日額400円  夕③ 14：00～17：30（月～金）※おやつ代込み 月額3,000円      日額500円  夕④ 14：00～18：30（月～金）※おやつ代込み 月額4,000円      日額700円  土曜日・一時預かり（夏休み・冬休み休暇中） 7：30～14：00      日額 500円 7：30～17：30      日額 800円 7：30～18：30      日額 1,000円
休園日	土曜日・日曜日・祝日 （夏休み）8月9日～8月16日 （冬休み）12月26日～1月6日 （春休み）特に無し

※ 就労証明書、調査書を市町村へ提出し「保育の必要性がある子ども」と認定された世帯（新2号認定）は、月上限11,300円まで預かり保育料が無償となります。

②【1号認定選考基準（選考方法）】

選考は、ある一定期間を設けて（令和5年度例；令和5年11月11日～令和5年12月16日）定員に達するまで願書にて受付いたします。

ただし、定員を超えた場合は以下の選考基準を用いて総合的に判断いたします。

- i 保護者は園の教育・保育方針内容を十分に理解し、協力することができる。  
また、そのうえで園で定める決まりを遵守することができる。
- ii 在園児に兄弟が入所している。
- iii 園から自宅又は職場が近所である。
- iv 子どもが集団生活を安定的に送ることができる姿勢が見てとれる。
- v その他、園長が優先するべきと判断した場合。

※ 選考は上記の基準を用いるため園長との親子面談が必須項目となります。

また、園の方針・目的・理念等をより深く理解してもらうために面談時に見学をしていただき、納得されましたら、申し込みという流れになります。

選考後、願書をご提出していただいた方には、電話にて選考結果を通知いたします。

【2号認定こども・3号認定こども（保育認定）】

提供する曜日	月曜日～土曜日
教育・保育時間	<b>【保育標準時間認定を受けた方】</b> 7：30～18：30（11時間） <b>【保育短時間認定を受けた方】</b> 8：30～16：30（8時間）
延長保育	<b>【保育標準時間認定を受けた方】</b> 18：30～19：00（月額3,000円） <b>【保育短時間認定を受けた方】</b> 7：30～8：30 / 16：30～18：30 （月額3,000円 1時間）
休園日	日曜日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）

- ※ 園だより・クラスだより等で事前にお知らせしますが、研修や行事終了後、家庭保育をお願いする場合があります。ご協力をお願いいたします。
- 尚、毎月第4土曜日は15時までの保育とし、この時間以降は家庭保育をお願いしておりますので、ご理解の程よろしくお願いいたします。
- ※ 副食費に関しては、条件や認定状況によっては金額に差異が生じることがありますので、**【10.保護者の負担について（6）給食費】**を参考にされ、不明な点があれば園長までお尋ねください。

6. 職員体制（令和7年4月1日現在） 24名

職名	人数
園長	1人
主幹保育教諭	2人
保育教諭	11人
栄養士	2人
保育教諭（臨時・パート）	6人
嘱託員	2人

7. 提供する保育等の内容

(1) 保育・教育、及び延長保育・預かり保育の提供

認定	3号認定	2号認定	1号認定	延長・預かり
時間	0, 1, 2歳児	3, 4, 5歳児	3, 4, 5歳児	
7:30	標準時間保育開始	標準時間保育開始	教育標準時間開始	
8:30	短時間保育開始	短時間保育開始		
9:00				
10:00	おやつ	朝のお集まり	朝のお集まり	
10:10	朝のお集まり			
10:30	遊び(室内外)・散歩	遊び(室内外)・散歩 課題保育	遊び(室内外)・散歩 課題保育	
11:00	食事			
11:30		食事	食事	
12:00	午睡 (年齢によって前後)			
13:00		午睡 (年齢によって前後)	午睡 (年齢によって前後)	
14:00			教育標準時間終了 順次降園(預かり)	
14:45	起床	起床	起床	
15:00	おやつ	おやつ	おやつ	
15:30	帰りのお集まり	帰りのお集まり	帰りのお集まり	
15:50	順次降園	順次降園		
16:30	短時間保育終了	短時間保育終了		
18:30	標準時間保育終了	標準時間保育終了		
19:00	閉園	閉園	閉園	

● 1号認定預かり範囲 ● 2,3号短時間認定延長範囲 ● 2,3号標準時間認定延長範囲を示す。

(2) 主な年間行事予定 (令和7年度)

月	行事内容	月	行事内容
4月	保育参観 (3, 4, 5 歳児)	10月	運動会 ハロウィン
5月	内科検診 公開保育 (0. 1. 2 歳児)	11月	内科検診・歯科検診 1号認定募集開始
6月	歯科検診 わくわく活動	12月	お遊戯会 お餅つき大会 クリスマス・誕生会
7月	七夕 プール開き	1月	鏡開き
8月	若草すくすく広場 (3. 4. 5 歳児) おまつりごっこ プール納め	2月	豆まき 公開保育 (0, 1, 2 歳児) 就学前個人面談 (5 歳児)
9月	個人面談(希望者のみ) (8月下旬~9月上旬)	3月	遠足 (4, 5 歳児) ピクニック (0, 1, 2, 3 歳児) 入園・進級説明会 卒園式
毎月の 行事	身体測定・避難訓練・誕生会		

- ・ 年2回の内科検診、歯科検診は必ず受けてください。  
(欠席した場合は、後日、指定の内科・歯科病院で受診をお願いしています。)
- ・ 運動会・お遊戯会の前日は準備がありますので、早めのお迎えにご協力お願いいたします。
- ・ その他の行事予定については、その都度早めにお知らせいたします。なお、今年度も感染症の状況によっては、行事を行うにあたり人数制限や縮小をして行うこともあります。何卒ご理解・ご協力をお願いいたします。

## 8. 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関へ速やかに連絡を行います。また、嘱託医や子どもの主治医に相談する等の措置を講じます。

なお、けが・事故等より緊急性の高い事態には、以下の緊急連絡先へ連絡を行います。

中津警察署	(電話番号) 0979-22-2131
中津消防署	(電話番号) 0979-22-0001
清松内科医院(嘱託医)	(電話番号) 0979-22-0450

※ 保護者の方は、かかりつけの病院を、担任にご連絡くださいますようお願いいたします。

## 9. 非常災害時の対策

非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定めています。

非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を強化・整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回以上、避難及び消火・救出、その他必要な訓練を実施しています。

また年に2回、中津消防署と連携し、実際に職員が消火器・誘導灯・火災通報装置等を使用し、その技能を習得し、現場でスムーズに動ける体制を整備しています。

なお、避難訓練の種類としては、火災の他、地震・津波・洪水・不審者を主に行っております。

防火管理者	施設長 浅沼 健士
消防計画届出年月日	令和7年6月1日(中津消防署へ提出予定)
非常時(火災)の対応	当園が定めた消防計画書により対応いたします。
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施しています。
防災設備	消火器・誘導灯・火災報知器・火災通報装置

※ 避難・消火訓練に関しては、年に2回、法令に沿い消防署と連携して職員も含めて防火総合訓練として実施しています。

※ 近年、地球温暖化により顕著な気候変動が予想されており、想定外の豪雨・台風・洪水等の風水害も考えられます。災害発生時や災害が懸念される場合は、中津市より要請または園長の判断により臨時休園やお迎えの要請となる事があります。目安としては中津市に警戒レベル3(高齢者等避難)の発令がされた場合となります。園より緊急連絡を行い、命を守るという観点から直ちにお迎えの要請をさせていただきます。勤務中の難しい対応となりますが、ご理解の程よろしくお願いたします。

## 10. 保護者の負担について

### (1) 保育料（3号認定）

保育料は、保護者が居住する市町村が決定します。

※ 保育料に関しましては、3か月以上滞納されますと、園長の判断により退園の勧告を受けることとなりますので、十分ご注意ください。

### (2) 保育料・利用料（1, 2号認定）

保育料・利用料は無償です。

### (3) 延長保育料（2, 3号認定）

認定 (2, 3号)	利用料金
保育標準時間認定	月額 3,000 円
保育短時間認定	月額 3,000 円 (1 時間)

※ それぞれの時間帯については、【5. 教育・保育を提供する曜日、時間、休園日】を参考にしてください。

### (4) 預かり保育料（1号認定）

【5. 教育・保育を提供する曜日、時間、休園日】を参考にしてください。

### (5) 実費徴収

①体操服 : 上 1,430 円 (大きいサイズ 1,760 円)

下 1,210 円 (大きいサイズ 1,540 円)

②帽子 : 1,000 円

③写真代 : インターネット販売(生活写真等) L版1枚 95円 2L版1枚 175円

インターネット販売(お遊戯会・運動会等) L版1枚 150円前後

④出席ブック : 1冊 340円

※ (1・2歳児のみ) 連絡ノート2冊目以降 210円で購入していただくか、同じ大きさのノートのご準備をお願い致します。

⑤クーピー色鉛筆 : 1,000円 (3,4,5歳児)

上記金額は、現時点での価格となります。年度途中でメーカーの価格が変動し、多少価格が前後する可能性がありますので、ご理解の程、宜しくお願いいたします。

(6) 給食費

【1号認定の園児】

副食費として4,500円

※ ただし、土曜日を利用していない場合は3,000円。

※ 下記の要件に該当すれば副食費免除。

要件1：年収360万円未満相当世帯の子ども（1号認定階層3-2以下）

要件2：満3歳児～小学校3年生までの中で第3子以降の園児

※ 年度途中に3号認定から1号認定に認定変更した園児（そら組のみ対象）は、主食費2,000円、副食費4,500円の負担（保育料は無償）となります。

【2号認定の園児】

副食費として月額4,500円

※ ただし、市からの通知により免除対象と認定された場合は、副食費免除となります。

※令和8年度より、物価高騰による食材の値上げを踏まえた、副食費の金額変更を予定しております。決まり次第お知らせをさせていただきます。尚、令和7年度は変更はありません。

1.1. 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園での ご利用相談窓口	窓口担当者：主幹保育教諭 矢野 有里賀	
	解決責任者：園長 浅沼 健士	
	ご利用時間：9:00～17:00	
	電話番号：0979-22-0040	
第三者委員	FAX	：0979-64-6430
	中道 公顕	電話番号：0979-25-1688

※ 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。

・ 面接、電話、文書等の方法により、相談・苦情を受け付けています。

※ より詳細な仕組みをご覧になりたい方は、当園の事務室までお申し出ください。

## 1 2. 給食について

給食の方針	<p>こども園の給食は、将来の子ども達の食と健康に関わり、全ての活動の源となるものであることから、安全でおいしく、子ども達が楽しみに思える給食を目指しています。</p> <p>給食は和風や洋風、中華風の献立をバランスよく取り入れることで、様々な食を味わえるようにしています。</p> <p>また、旬の食材を積極的に取り入れたり、カルシウムが補えるように、スキムミルクや大豆製品をなるべく料理やおやつに取り入れた給食を提供しています。</p>
昼食・おやつ	<p>3歳児未満は、10時のおやつ・昼食・3時のおやつを、3歳児以上は、昼食(副食のみ)・3時のおやつを提供します。</p> <p>3歳児以上は、主食を家庭より持参していただいています。</p> <p>3時のおやつは、なるべく手作りのおやつを提供しています。</p> <p>献立の内容については、毎月末に献立表をお配りします。</p>
アレルギー等への対応	<p>アレルギーの除去・解除につきましては、医師の診断書(主治医意見書)の指示に基づき、除去食を提供いたします。</p> <p>給食・おやつのお菓子についても対応しています。</p>

### <アレルギー対応について>

当園は、大分県が策定する「こども園における食物アレルギー対応マニュアル」に則り、若草こども園アレルギー対応マニュアルを策定し、それに基づき、適切な対応に努めています。アレルギーに関しては、お子様の命に関わる一つの重要な分野になります。状況に応じ、病院受診等のご対応をしていただく事もあります。担任職員との口頭や連絡帳でのやり取り、場合によっては栄養士も含めての面談等も考えられます。要請やお願いに対し迅速な対応をしていただくようご理解・ご協力をお願いいたします。

## 1 3. 健康診断について

学校保健安全法に規定する健康診断に準じて実施します。

- (1) 園児内科検診 全園児 年2回
- (2) 園児歯科検診 全園児 年2回

## 1 4. 園医

以下の医療機関(小児科・内科)と園医契約を締結しています。

医療機関の名称	清松内科医院
医院長名	清松 敬司
所在地	大分県中津市島田 212-1
電話番号	0979-22-0450

## 15. 園歯科医

以下の歯科医と園歯科医契約を締結しています。

医療機関の名称	歯科医院
医院長名	未定
所在地	※決定次第お知らせ致します。
電話番号	

## 16. 学校薬剤師

以下の薬局と学校薬剤師契約を締結しています。

医療機関の名称	森久佳花堂薬局
医院長名	森久 成人
所在地	大分県中津市殿町1431番地の2
電話番号	0979-85-0258

## 17. 賠償責任保険の加入状況

独立行政法人 日本スポーツ振興センター

- ・園内で事故や怪我にあった場合のために、入園された児童全員が日本スポーツ振興センター災害共済給付制度に加入しています。掛け金は、園で負担しています。

## 18. 教育・保育の質の評価について

### (1) 認定こども園の自己評価 《自己評価は必須》

- ・ 幼保連携型認定こども園教育・保育所指針でも、「保育士等は、保育の計画や保育の記録を通して、自らの保育実践を振り返り、自己評価することを通して、その専門性の向上や保育実践の改善に努めなければならない」とあるように、当園では、保育教諭の自己評価シートを最大限に活用しています。
- ・ 自己評価シートは、園独自の評価項目を作成し、職員間の討論によってその都度項目を修正し、自己の課題・園での課題に取り組むことで、保育・教育の質のさらなる改善に努めています。
- ・ 利用保護者（その家庭）と情報を共有し信頼されるこども園でありたいという観点から見れば、園に対する利用者の率直な意見や潜在化している声を把握したいと考えていますので、定期的な保護者へのアンケート調査が最も望ましいと捉えています。

### (2) 外部評価 《外部評価は努力義務》

- ・ 今年度は、予定はありませんが検討中です。
- ・ 数年に1度の間隔で教育委員会等の第三者評価を受けることを検討しています。

## 19. 個人情報の取り扱い

- (1) 正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者、またはその家族の秘密は漏らしません。
- (2) 本園の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者、またはその家族の秘密を漏らすことがないように、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とします。

## 20. 虐待防止のための措置

### (1) 虐待防止に関する整備について

園児の人権擁護と虐待防止のために必要な体制を整備しています。また、職員による園児への虐待防止のため、職員研修等を実施しています。

### (2) 緊急時の対応

職員または養育者による園児への不適切な養育の兆候が認められた場合（またはその他必要な場合）は、児童虐待の防止等に関する法律その他の関係法令等に従って、関係機関と連携し適切に対処します。

## 21. その他の対応

当園では、風水害対策マニュアル・食中毒対応マニュアル・感染症対策マニュアル  
事故防止及び安全対策マニュアル・地震、津波対策マニュアル・不審者マニュアル  
危機管理マニュアル・人数確認マニュアル・散歩マニュアル・バス利用マニュアル  
プール・水遊びマニュアル・午睡マニュアル・誤嚥・誤飲・窒息事故防止マニュアル  
を管理しており、以上のマニュアルに従って対応いたします。

上記のマニュアルについて質問のある保護者の方は、園長までお尋ねください。

※ 玄関入り口・園庭の2か所に防犯カメラを設置しています。

※ ホームページを作成し、定期的に更新をしています。ご確認ください。

(若草こども園ホームページアドレス)

<http://wakakusakodomoen.com/>

# 保護者の皆様へのお願い

- 1. 登園の際は、お子様は必ず園の玄関でお渡し下さい。**  
お子様の体調など、様子も知らせて下さい。
  - ・ 駐車場内は、車の出入りが多く大変危険です。登降園の際、駐車場内では、必ず、お子様の手をつないで下さい。事故防止の為、**必ずバックでの駐車**をお願いします。
  - ・ 事故防止、盗難防止の為、送迎時はエンジンを必ず切って下さい。
  - ・ 自転車での送迎の際は、駐車場奥にあります駐輪場又は、カーポート横をご利用下さい。
  - ・ 駐車場内における事故やトラブル等については、園では一切責任を負いません。
- 2. お子様の送迎は、必ずご家庭の方でお願い致します。**  
都合により代理の方をお願いする時は、その方のお名前・ご関係などを事前にお知らせ下さい。(連絡のない場合は、お子様をお渡しできない事もあります。)
- 3. 緊急連絡をすることがありますので、住所、職場、電話番号などの変更がありましたら、必ず、担当職員までご連絡下さい。**  
緊急連絡先は必ず連絡のつく順番でお知らせ下さい。  
また、災害時や行事についてなどメールにてお知らせをする事があります。  
必ず、内容をご確認下さい。
- 4. 投薬は医療行為の為、原則薬はお預かり出来ません。**  
医師の診断の元どうしても、投薬を必要とする場合のみ、お預かりさせていただきます。園での投薬を依頼する場合は別紙にあります、投薬依頼書を記入の上、玄関職員に必ずお渡し下さい。未記入や記入漏れがある場合は、お預かり出来ません。(塗り薬や点眼薬も上記と同様、お預かりできません)
- 5. 熱がある場合はお迎えをお願い致します。**
  - ・ 通常、熱38℃でお迎えをお願いしています。  
解熱後、24時間はご家庭で経過をみていただき、病院受診後、園へ結果をご報告下さい。
  - ・ 感染症（ノロウイルス・ロタウイルス等）や伝染病（水ぼうそう・インフルエンザ等）の疑いがある場合や似た症状が見られる場合は、熱が38℃を超えていなくてもお迎えをお願いする場合があります。
  - ・ 嘔吐や下痢を何度も繰り返す、あきらかに普段と様子が違うと判断した場合など、病気以外でも、緊急連絡をすることがあります。  
必ず連絡・お迎えの対応ができるようにしておいて下さい。

※園内で、感染症・伝染病が発生した場合は、玄関入り口にあり  
“病気お知らせボード”にてお知らせしますので、その都度ご確認下さい。  
※感染症が流行している時期の発熱等の症状がある場合は、必ず病院受診ならび  
に、検査へのご協力をお願いします。また、通園されているきょうだい児や  
送迎される方が感染症を発症した場合は、感染を最小限にする為、家庭保育を  
お願い致します。お仕事の都合もあるとは思いますが、こども園は集団生活の  
場であることをご理解の上、ご協力をお願い致します。

## 6. 登園許可書が必要な病気について

こども園は、乳児が集団生活で長時間生活を共にする場です。伝染病や感染症  
の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことはもちろん、子ども達が一日を快  
適に過ごせるよう、以下の病気については意見書または、登園届の提出をお願  
いします。

### 《意見書》 医師記入

- 麻しん（はしか） ○インフルエンザ ○風しん ○水疱（水ぼうそう）
- 百日咳 ○流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） ○結核
- 咽頭結膜炎（プール熱）○流行性角結膜炎 ○新型コロナウイルス感染症
- 腸管出血性大腸菌感染症（O157・O26・O111等）
- 急性出血性結膜炎 ○侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎）

### 《登園届》 保護者記入

- 溶連菌感染症 ●マイコプラズマ肺炎 ●手足口病
  - 伝染症紅斑（りんご病）
  - ウイルス性胃腸炎（ノロウイルス・ロタウイルス・アデノウイルス等）
  - ヘルパンギーナ ●RSウイルス感染症 ●帯状疱疹 ●突発性発しん
- ※場合によっては、上記に名前のない病気でも登園届の提出をお願いすること  
があります。

## 7. 眼病、皮膚病、その他伝染病疾患にかかれた際は、被害拡大を防ぐ為の、感染予 防などの対策もありますので、必ず園までご連絡をお願いします。

また、当園は病児保育を行っておりません。

お子様の症状によっては、ご家庭で経過を見て頂くこともあります。  
どうしても都合のつかない方は、病児保育を行っている施設『セカンドママ』  
または、病後児保育を行っている施設『恵保園』をご利用下さい。  
ご利用の際は、保護者の方が直接施設にお申込み頂くこととなります。料金  
等の詳細は、『セカンドママ』または、『恵保園』にご相談下さい。

※感染症が園内で、流行中の場合は幼稚園・小学生以上のお子様と一緒に送迎  
はご遠慮下さい。

8. 持病のあるお子様は、事前に担当職員までお知らせ下さい。  
(アレルギー、ひきつけ、小児喘息、脱臼、ヘルニア、その他)  
※アレルギーのある方は、《園児生活管理指導票》と《家庭における原因食物の除去の程度》の用紙を提出していただきます。  
《園児生活管理指導票》は医師が記入、《家庭における原因食物の除去の程度》は、医師の診断のもと保護者の方に記入して頂きます。  
・年1回(4月のみ)提出をお願いします。
9. 病気、その他で欠席する場合は9時30分までにご連絡下さい。  
9時30分以降の登園は保育活動の妨げとなりますので、9時30分までに登園して下さい。  
(防犯対策の為、9時30分以降は玄関の施錠を行います)
10. 予防接種後は、発熱・体調不良を起こす場合があります。その為、予防接種を受けた日は家庭保育をお願い致します。  
予防接種を受け翌日、登園された時には予防接種を受けた事と、体調に変わりがないかをおたより帳または玄関職員にお知らせ下さい。
11. 園だより、クラスだよりは毎月初めに、給食だよりは、年4回(4月・7月・10月・1月)の月初めにお渡ししますのでご覧下さい。  
配布物はおたより帳に挟んでのお渡しとなります。園だよりにつきましては、きょうだい児のいるご家庭には、年下のお子様のおたより帳に挟んでいますのでご確認ください。  
※各クラスで配布物を行う場合があります。こまめにおたより帳の確認をお願いします。
12. 給食は3歳未満児、主食・副食・ミルク・おやつ。3歳以上児は副食・ミルク・おやつです。  
◎3歳以上児はご飯のみ持たせて下さい。  
ご飯は白ご飯で、お子様が食べきれる量を用意し持って来て下さい。  
◎万が一、ご飯を忘れた場合は、パンを60円で販売しておりますので、玄関の職員にお申し付け下さい。  
◎朝食を食べずに登園するお子様がいます。脳の働きも鈍り、集中力に欠け、思うように活動できなくなります。必ず、朝食を食べて来て下さい。  
ミルクのお子様も必ず朝ミルクを飲ませて来て下さい。

**13. こども園には、お菓子やおもちゃは持たせないで下さい。**

かばんに名札やキーホルダー、お守りなどを付けていますと、取れて誤飲や怪我へ繋がる恐れがありますので付けて来ないで下さい。

また、お金やおもちゃを握りしめてくる、または、ポケット・かばんに入っているお子様がいます。園に入る前に必ずご確認をお願いします。

**14. 持ち物には必ず、お子様の名前を書いて下さい。**

名前が薄れている物や名前の記載が小さい物は判断しにくい為、大きく名前を記入して下さい。子ども達は、服の絵柄などで自分の物か、そうでないかを判断しています。名前が無い物は紛失しやすく、見つからない場合もありますのでお気を付け下さい。

※持ち物の中には似た物または、同じ物を使用している方が多くいます。

ご家庭でも、持ち物の把握をお願い致します。

※登園の際は、必ず靴を履いて来て下さい。スリッパ・サンダル・ブーツ等の登園はお断りさせていただきます。雨の日は、長靴の登園は構いませんが、晴れ、または、曇りの日は、必ず、靴を履いて来て下さい。

**15. 帽子と毛布またはタオルケットを毎週、金曜日に持ち帰ります。洗濯をして、週明けに持参して下さい。**

※持ち帰った際に、名前が薄れていたり、帽子のゴムが伸びていたり切れそうになっている場合は付け替えをお願い致します。また、土曜日に登園される方は、帽子・毛布またはタオルケットを持参して下さい。使用后、持ち帰ります。

**16. フード付きの服や、飾りが付いている服は引っかかり転倒する危険性がある為、登園時の服や着替えに使用しないで下さい。**

**17. 髪を結ぶ際は、紛失の恐れもある為、髪ゴムは2つまでとなります。飾りの付いたゴムの使用は構いませんが、取れかけていないか必ずチェックをして下さい。**

※透明の細いゴムはすぐに切れたり紛失しやすい為、使用できません。

カチューシャとヘアピンの使用も事故防止の為、禁止とさせていただきますので、ご協力をお願いします。

**18. 保育料は毎月5日に保育料袋をお渡ししますので、つり銭のいらぬように納めて下さい。尚、保育料袋は、玄関で直接職員にお渡し下さい。**

かばんの中や、おたより帳に挟んでいますと紛失の恐れがあります。

玄関での受け取りのみとさせていただきますので、ご協力をお願いします。

**※保育料は、毎月25日までに納めて下さい。**

19. 生活写真を3か月毎に約2週間、掲示期間を設けインターネットで販売を行います。展示期間が近づきましたら、展示コードを配布致します。個人情報の為、再発行は行えませんので展示期間終了までご家庭で保管して下さい。また、展示期間終了後は、販売が行えなくなりますので必ず展示期間内にご確認下さい。運動会・お遊戯会は業者撮影となります。後日、展示コードを配布しインターネットにて販売させていただきます。

## 20. その他

◎内科検診（5月・11月） 歯科検診（6月・11月）を予定しております。（詳細は後日お知らせ致します）

万が一、熱などで検診日に欠席された場合は、各ご家庭で当園指定の日時内に嘱託医へ行き、検査を受けて頂きます。なるべくお休みのないようご協力をお願い致します。

◎4・5歳児を対象に週5日、食後にフッ化物洗口を行っています。

フッ化物洗口を行うにあたり、入園・進級説明会の日には4歳児と新入園児（4・5歳児クラス）を対象にフッ化物洗口の説明をさせていただきます。5歳児につきましては、同意書を記入して頂きます。

## 年間行事のお知らせ

- やむ負えぬ事情により、行事の中止や延期等で予定を変更させていただく場合もあります。毎月のクラスだよりや掲示板にてお伝えしますので、その都度、必ずご確認ください。
- 個人面談（8月下旬～9月上旬）  
就学前個人面談（2月中旬～2月下旬）を予定しています。  
1～2か月前に、日程表をお配りさせていただきます。希望される方は、日程表の中から、ご都合のいい日をお知らせ下さい。第3希望日までを提出して頂き、先着順にて、日程を決めさせていただきます。
- より良い保育を行う為、年に数回、職員研修を予定しております。  
研修の為、保育時間の変更をお願いすることもございます。

## 《年間行事予定》

保育参観（3．4．5歳児クラス）	4月26日（土）
公開保育（0．1．2歳児クラス）	5月24日（土）
わくわく活動	6月28日（土）
若草すくすく広場 （3．4．5歳児クラス）	8月 2日（土）
個人面談（希望者のみ）	8月下旬～9月上旬
うんどう会	10月 4日（土）
うんどう会雨天延期日	10月11日（土）
おゆうぎ会	12月13日（土）
令和8年	
公開保育（0．1．2歳児クラス）	2月 7日（土）
就学前個人面談（希望者）	2月中旬～2月下旬
新年度 入園・進級説明会 ※4歳児と新入園児（4・5歳児）は、 フッ化物洗口の説明も行います。	3月 14日（土）  進級説明会 9時～  入園説明会 11時～
卒園式（卒園児）	3月28日（土） 14時～

ご理解の上、ご協力をお願い致します

